

教育警察常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
請 58	(件 名) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて (請願の趣旨) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。 (請願の理由) 厚生労働省の「国民生活基礎調査(2025)」によると、「子どもの貧困率」は11.0%、およそ子ども9人に1人の割合で貧困状態にあるとされている。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は44.7%と極めて高く、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率(6.7%)を大きく上回っている。そのようななか、物価高が収まらず、実質賃金の低下の影響を受けて、ひとり親家庭に育つ子どもたちをとりまく環境は厳しい状況が続いている。	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名 (紹介議員) 世古 明 吉田 紋華 芳野 正英 川口 円 山内 道明 東 豊 服部 富男	8年・9月

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
	三重県では、2025 年 3 月に「三重県子どもの貧困対策計画」と「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を一本化し、「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」が策定された。この計画では、子どもの貧困を「子どもが、経済的困難やそれに起因して発生するさまざまな課題（病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等）を抱えている状況」ととらえている。具体的なとりくみとしては、子どもへの学習支援や安心できる居場所づくり、保護者への就労や経済的な支援等があげられている。貧困の連鎖を断ち切るための教育に関わる公的な支援は極めて重要であり、支援を必要とする子どもたちや家庭に対して、相談体制を今以上に充実させるとりくみを含め、就学・修学支援のさらなる拡充が必要と考える。 高等学校等就学支援金制度においては、2026 年度から公立のみならず私立においても所得制限が撤廃され、全世帯が支援を受けられるようになった。しかし、標準的な修業年限を超過した場合に就学支援金の対象外となることや、履修単位数によって授業料を定めている場合に支給上限が設定されていることなど、改善すべき課題がある。また、専攻科生徒への修学支援制度における国庫負担の割合の引上げについても、国の責任においてさらに推進していくことが求められる。 以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援の拡充を強く切望するものである。		

教育警察常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
請 59	(件 名) 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて (請願の趣旨) 子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。 (請願の理由) 全国的に「教職員不足」「欠員」の問題が深刻化している。教育現場では病休や産育休の代替者が見つからず欠員の状況が続いており、学期を追うごとに深刻化する傾向にある。当然満たされるべき常勤の教職員が学校現場に配置されていない現状は、子どもたちの教育に直接影響をおよぼす極めて重大な問題であり、教育現場の多忙化をさらに深刻化させるものである。教職員が一人ひとりの子どもたちとゆとりをもって向きあい、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる。子どもたちが安全・安心に学べる園・学校にしていくためにも、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行が求められる。	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名 (紹介議員) 世古 明 吉田 紋華 芳野 正英 川口 円 山内 道明	8 年 ・ 9 月

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
	教職員定数にかかわっては、2021 年から段階的にすすめられた小学校 35 人学級が 2025 年度に全学年で実現され、中学校でも 2026 年度より段階的に 35 人学級がすすめられることとなったことで、徐々に改善がはかられている。また、2025 年 6 月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の附帯決議において、「教職員定数の標準の改定」「支援人材の増員」等が示された。しかしこれらは、教育現場の状況を改善するには不十分であり、教職員定数の算定基礎となる「乗ずる数」の改定を含めた義務標準法等のさらなる改正が望まれる。また、在籍する児童生徒が増加傾向にある特別支援学級、特別支援学校の学級編制基準、幼稚園・こども園や高等学校の教職員定数改善について道筋が示されていないことも大きな課題である。すべての校種における教職員定数改善計画の策定と実施が求められる。		

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
	一方、2023年度の調査によると、教育費の公財政支出はOECD加盟諸国の平均11.5%に対して日本は8%で、37か国のなかでは4番目に低い水準となっており、結果として私費負担の割合が高い状態である。物価の高騰による保護者の負担増など、家計の厳しい状況がつづくなか、教育のICT化にともなう機器の整備費や通信費等、新たな保護者負担も生じている。OECDからも「教育の質を高め社会を支える人材を育てる必要がある」との指摘を受けており、教育費の公財政支出を充実させ、保護者負担の軽減を図ることは喫緊の課題である。教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになると考える。 以上のような理由から、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものである。		

教育警察常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
請 60	(件 名) 防災対策の充実を求めることについて (請願の趣旨) 子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。 (請願の理由) 2025年3月31日、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの報告書が防災担当相に手渡された。想定される死者数は最悪の場合29万8000人、津波によるものが最も多くなると予想されている。防潮堤の建設や津波避難タワーの整備など、迅速な避難にむけたとりくみがすすんだにも関わらず、死者数が前回の予想32万人から8%ほどの減少にとどまっている。 2024年1月現在、三重県においては、公立小中学校の全体の25.2%にあたる124校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち115校は避難所に指定されている。時間的に余裕をもって避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められている。ワーキンググループの報告では、対策がさらにすすめば犠牲者は大幅に減るとの指摘もあり、早急な対応が必要である。しかし、国による津波対策のための不適格改築事業については、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定が全国的にもすすんでおらず、支援制度の活用がむずかしい状況である。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる充実・拡充を求める。	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名 (紹介議員) 世古 明 市川 岳人 吉田 紋華 芳野 正英 川口 円 石垣 智矢 山内 道明 田中 祐治 東 豊 服部 富男	8年・9月

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
	災害は、いつどこで発生するかわからない。三重県では、切迫性の高まっている南海トラフ地震に対応するため、「三重県南海トラフ地震対策推進条例（仮称）」を制定することとしており、避難所環境改善、孤立地域対策、津波避難タワー整備等の市町支援についての対策を強化することがあげられている。特に避難所の運営に関しては、それぞれの自治体が施設やスペース、資材、人材を十分に確保するためにも、国からの財政的支援の充実が不可欠である。避難生活などで体調を崩して亡くなる「災害関連死」の防止をはじめ、性やプライバシーに関する課題への対応、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積している。国の責任において、子どもたちをはじめとするすべての被災者が安心して避難できるように備えるべきである。過去の災害に学ぶとともに、「三重県災害時学校支援チーム」の支援活動をつうじてえられた経験や知見をいかし、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実することを強く望むところである。 以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実を強く切望するものである。		

教育警察常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
請 61	(件 名) 義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて (請願の趣旨) 義務教育費国庫負担制度の充実がはかられ、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。 (請願の理由) 義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。 かつては対象であった教材費等は、1985年に対象外とされ、現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっている。義務教育の水準が各自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額が極めて重要と考えるところである。	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県 P T A 連合会 会長 木原 剛弘 ほか 3 名 (紹介議員) 世古 明 吉田 紋華 芳野 正英 川口 円 山内 道明	8 年 ・ 9 月

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
	教育の現場では、急速にＩＣＴ化がすすめられ、一人１台端末の整備がおこなわれた。この間、その整備状況における自治体間格差を埋めるための国によるさまざまな予算措置により、一定の成果が見られる一方で、統合型校務支援システムの整備状況においては、依然として大きな格差が残されている。また、学校ネットワークの通信回線の帯域確保の状況にも地域間格差があり、改善が求められている。子どもたちの学びの格差につながらないよう、これらの環境整備についても一般財源ではなく国庫負担による財源の確保がなされるべきである。 学校において教員と連携協働しながら役割を果たすスタッフ職としてのＩＣＴ支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員、学校司書については、地財措置はあるものの各自治体の一般財源となる措置となっている。結果として自治体間格差が生じ、教育水準と機会の均等が図られているとは言えない状況である。未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、子どもたちが豊かな人生を切り拓き、「持続可能な社会の創り手」となるために極めて重要である。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないよう、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充をふくめた制度のさらなる充実が求められる。 以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものである。		

教育警察常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
請 62	(件 名) 子どもの豊かな学びを保障するため、教職員の欠員の速やかな解消および教職員配置のさらなる充実を求めることについて (請願の趣旨) 学校における教職員の未配置及び代替者不足は、教職員の欠員の問題としてきわめて大きな課題となっている。欠員が生じることにより、学校現場で働く教職員の業務量は必然的に増加し、多忙化に拍車をかけている。それは子どもたちの学びの保障にも直結する問題であり、すべての校種における教職員の欠員について、早急な解消が求められる。 また、さまざまな課題を抱える子どもたちに丁寧かつ適切に対応することができるよう、すべての職種の教職員配置のさらなる充実と県独自の学級編制基準の改善を強く求める。	津市一身田上津部田1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県PTA連合会 会長 木原 剛弘 ほか3名 (紹介議員) 世古 明 吉田 紋華 芳野 正英 川口 円 山内 道明	8 年 ・ 9 月

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
	(請願の理由) 教職員の欠員の問題が深刻化しているなか、三重県では産育休の代替を見込んだ採用がおこなわれるとともに、今年実施される採用試験からは「再採用制度」も導入された。しかし欠員は学期を追うごとに増加していく傾向にあり、現場の状況は十分に改善されてはいない。教職員定数は、小中学校においては義務標準法で、高等学校においては高校標準法で定められているが、その基準が満たされない状況がある。本来常勤で配置されるべきところに非常勤が配置されるなどの状況も含めた現場の実態や課題を把握した上で、早急な対応が必要である。このことは、学校経営上の問題だけではなく、子どもたちの日々の学びに直接的に影響を及ぼす課題でもあり、速やかな解消が図られなければならない。 さらに、子どもたちをとりまく状況については、不登校児童生徒数の増加、いじめ認知件数の増加、児童虐待相談対応件数の増加、ヤングケアラーの課題等、厳しさを増している。学校現場では、教員をはじめすべての教職員が連携して、一人ひとりの子どもと向きあい、一つひとつの課題に丁寧かつ適切に関わっている。しかし、子どもたちと向きあう時間や日常的に抱える仕事量に対し、人的配置が見合ったものになっていない。また、義務標準法の改正により、今年度から中学校の 35 人学級が法制化され、段階的に実施されることになった。三重県においては、県独自の学級編制基準により実質的な 35 人学級が実現したことで、教職員定数は一定数改善されたものの、学校のきびしい現状を十分に反映したものにはなっていない。また、「学校における働き方改革」により、教職員の心身の健康が守られ、意欲をもって働き続けられる環境づくりがすすめられていくことも、子どもたちの豊かな学びを保障するためには不可欠である。		

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
	以上のことから、下記の内容を請願する。 一、定数に対する非常勤配置を常勤配置にするとともに、配置されるべき教職員の欠員について、あらゆる方策を講じてすみやかに解消を図ること。 一、養護教諭・栄養教諭等をはじめ、校内教育支援センターの指導員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、すべての職種の配置のさらなる充実をはかるとともに、県独自の学級編制基準をすべての校種において改善すること。 以上、採択いただくようお願い申し上げます。		

教育警察常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
請 63	(件 名) 県独自の学級編制基準の改善によって、25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについて (請願事項) 小学校1・2年生における30人学級で25人下限条件をなくすこと 県独自の学級編制基準を定め、さらなる少人数学級実施を進めること (理 由) “ひとりひとりの子どもを大切にした教育を！”という大きな世論を背景に、全国の多くの自治体で少人数学級が広がりを見せていた2003年度から2004年度にかけて、三重県においても小学校1・2年生で30人学級が実施され、さらにその翌年には中学校1年生での35人学級へと拡大された。これは、子どもと保護者・地域住民の願いに応えた大きな前進である。 しかし、1学級の人数を25人以上とする条件付き実施（「下限25人」）のため、「30人学級」を謳いながら、31人以上の学級を例外的に残すという不平等な県の施策は、大きな問題であった。 国は、2011年度に小学校1年生の学級編制基準を35人に改善し、2021年度からは5年間かけて小学校全学年での35人学級を実施。さらに今年度からは、中学校まで35人学級を拡大している。それを受けて三重県では、1年ずつ国に先行して35人学級を実施。昨年度、中1の「下限25人」を撤廃し、今年度は中1、中2で下限なし35人学級と中3での下限付き35人学級を実施している。	四日市市笹川1丁目52-16 30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会 代表 吉野 啓子 (紹介議員) 吉田 紋華	8年・9月

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
	しかし、その一方で、小１・２年生では、県の施策である「下限 25 人」条件が撤廃されず、30 人を超える学級が 23 年間も残され続けている。県教育委員会作成資料では、今年度の「少人数学級実施による増学級数」の合計は小１で 7、小２で 14 に対し、「実施後の状況」では 31 人以上の学級数が小１で 73、小２で 48 にものぼり、昨年度と比べると大幅に増えている。三重県が“子どもの数が減っているから”という理由で「学校の先生を減らす」条例によって小学校で 112 人もの正規教員を削減したことは、決して認められない。 2025 年度の全国状況をみると、小中学校全学年で 30 人ないし 33 人の少人数学級を実施している自治体は、青森県、秋田県、山形県、福島県、鳥取県である。山梨県では、小学校全学年で 25 人学級を実施。今年度は、県独自の少人数学級を中学校へも拡充するための検討が進められている。 鳥取県や福島県など、県独自の学級編制基準を定めて、小中全学年での少人数学級を実施している自治体もある。 近年、厳しい家庭環境にある子どもや発達の遅れを抱える子ども、外国人児童等、特別な配慮の必要な子どもが増えている。こうした一人ひとりの課題への対応には、少人数学級が必要不可欠である。さらに、学校における感染症対策の面からも、子どもたちの安全・安心を確保しながら、一人ひとりにゆきとどいた教育を行うためには、全学年での少人数学級が求められる。 三重県においても、県独自の学級編制基準の改善によって「下限 25 人」条件を早急になくし、完全な 30 人学級実現のとりくみを進めていただくよう強く要望する。		

教育警察常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
請 64	(件 名) 先生増やして、ゆきとどいた教育を求めることについて (請願事項) 1. 非正規教員に頼った教員配置政策を見直し、必要な教員数は原則として正規採用で配置すること 2. 小・中・高の全学年で 30 人学級実現の計画をもつこと (理 由) 文部科学省調査によると、全国の公立学校の 8.8%に当たる 2828 校で 2025 年度の始業時に 4317 人の教員を計画通りに配置できなかった。三重県もその例外ではなく、「新年度、教員が未配置のままでスタートした」「産育休や増え続ける病休の代替教員が配置されない」など、多くの学校で危機的な状況となっている。これは、子どもの学習権の保障という観点からも極めて重大である。 一方、不安定な雇用形態で身分が保障されない教員が三重県には多数いる。正規教員を減らして臨時教員で定数を埋めてきた政策を改めて、適切な人数の教員を正規採用で配置することが教員不足問題の解決に向けた最善策ではないか。	亀山市本町 4－7－9－1 教員不足の解消を求める連絡会 代表 川邊 一弘 (紹介議員) 吉田 紋華	8 年・9 月

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
	本来、教員は魅力のある仕事である。三重県公立学校教員採用選考試験案内には、『学校教育では日々様々な児童・生徒たちと一緒に、児童・生徒も教師と共に成長していく』とある。子どもたちの成長には長い時間が必要である。そのため教師は長い時間をかけて子どもたちを見守る必要がある。しかし、短期間で任用が繰り返され、学校を転々とする不安定な雇用形態では、それが難しい。 教師も共に成長するためには、教育基本法第9条にあるように、教員は絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。そのために教員の身分は尊重されなければならないとある。つまり教員は安定した正規雇用でなければならない。 さらに学校現場では、不登校や発達課題を抱えた子ども、外国籍や厳しい家庭環境の子どもなどへの対応等、教員の長時間過重労働に拍車をかけている。その解消のためには少人数学級でのゆきとどいた教育が欠かせない。子どもたちの成長と発達を保障するためには、教職員の定数を増やし、小・中・高の全学年での30人学級の実現が必要である。早急に三重県としてのとりくみを進めていただきたい。		